

朝鮮前期〈齋浦〉からみた 日朝交流

李 泰 勲

目次

はじめに

一 齋浦の開港と変遷

(一) 使送倭人に対する浦所の制限と指定

(二) 齋浦と倭館

(三) 齋浦の変遷

二 齋浦の景観

三 恒居倭と留館倭人

四 通交倭人と交易の拡大

五 齋浦の交易ネットワーク

おわりに

はじめに

朝鮮王朝は建国後、高麗末期からの倭寇対策を継承して対日外交交渉、軍備の強化とともに倭寇懐柔政策をあわせて実施した。これによって平和な目的で往来する使送倭人（何らかの使命を帯びて渡航した日本人）や興利倭人（交易を目的に渡航した日本人）が優遇され、一五世紀に入ると時に年間一万人を超える日本人が朝鮮へ渡航したと見られる。

朝鮮初期、朝鮮南部沿岸に自由に往来しながら交易を営むことが許された興利倭船は、魚塩雑物と売船とも呼ばれるように主に対馬の零細な漁民が、自ら生産した塩や捕獲した魚をもたらし朝鮮の沿岸民と米豆などの食糧と交易した。^①一方関周一氏は、興利倭人に対して再検討し、少なくとも一四一〇年代には中国方面からの略奪品を朝鮮へもたらし交易活動を行っていたことを指摘している。^②やがて朝鮮政府は、治安上の理由から太宗七年（一四〇七）七月以前に興利倭船に対して、慶尚左・右道都万戸所在地である富山浦（釜山浦、現在の釜山市東区凡一洞あたり）と齋浦（乃而浦とも言う、現在の慶尚南道昌原市鎮海区齋徳洞）の二つの浦所を指定した。^③その後、世宗八年（一四二六）に対馬の早田左衛門太郎が遣使して慶尚左・右道に任意に往来しながら行販できるようにしてほしいと請願した際、朝鮮政府が日本船の到泊港として塩浦（現在の蔚山市北区

塩浦洞)を追加した^④。これらの浦所をあわせて三浦という^⑤。

都には上京する使送倭人のため、太宗九年(一四〇九)に倭館(東平館・西平館)が設置されており^⑥、各浦所にも使送倭人の接待と貿易の場として倭館が設けられた。

当該期の浦所、倭館、恒居倭(浦所に留居した日本人)、往来倭人について様々な角度から少なくない研究が蓄積されている。ただし、使送倭人に対する浦所の制限や浦所倭館のはじまりなどについては日韓の学界では未だ定説をみていない。

本稿では、これらを中心に検討するとともに、近年の齋浦関連研究を参考にしつつ当該期日朝交流における〈齋浦〉について再考察してみたい。

李 泰 勲

一 齋浦の開港と変遷

(一) 使送倭人に対する浦所の制限と指定

従来、使送倭船に対する到泊港の制限については曖昧に扱われている傾向がある。日本の学界では、概ね世宗元年(二四一九)の己亥東征(応永の外寇)を境に使送倭人に対して乃而浦(齋浦)と富山浦(釜山浦)の二つの浦所への停泊が指定されたという見解が主流をなしている^⑦。一方、韓国の学界では世宗五年(一四二三)に使送倭人に対して浦所が指定されたという見解が主流をなしている(次項参照)。

筆者は、己亥東征後、間もなく朝鮮政府が使送倭人に対して浦所を指定したとする説に賛同するが、その制限の動きはそれよりも前にあったことも留意しておきたい。それと関連して中村栄孝氏がとりあげている次の史料が注目される^⑧。

【史料1】『太宗実録』一〇年(一四一〇)五月癸酉(七日)条

命日本長村殿使送客人至京、全羅道都觀察使上言、日本長村所送人、餓死者四人、初日本人、絡繹而至、朝議以為、若散泊各道、則山川險阻、靡不周知、皆令路由慶尚道、長村使人、泊于羅州、故監司不給料也、事聞、上曰、客人飢死、国之恥也、遂有是命、

ここでは全羅道都觀察使が、日本の長村殿なる者の使節四人が餓死したことを報告している。その理由が傍線部に述べられている。すなわち、はじめ日本人の来朝が後を絶たなかったで、朝廷で議論が行われ、各道に散泊することによって朝鮮の地理が日本人に悉く知られることを憂慮して、みな慶尚道を經由することを義務付けた。ところが長村の使人が全羅道の羅州に着いたため、全羅道監司が食糧を支給しなかったため、使者が餓死するに至ったということである。報告を受けた国王太宗は、客人の餓死は国家の恥として、長村殿の使人を上京させている。

使送倭船に対しては、興利倭船のようにはじめから乃而浦と富山浦の二つの浦所に限られてはいないが、慶尚道の各浦への到泊が義務付けられていたことがわかる。もう一つ関連記事をとおりあげる。

【史料2】『世宗実録』元年（一四一九）六月丁丑（四日）条
柳廷顯啓、慶尚道各浦到泊倭人及販売倭人、水路則以兵船、陸地則以馬歩兵圍之、除九州節度使使送外、悉捕之、分置各官、本道三百五十五名、忠清道二百三名、江原道三十三名、摠五百九十一名、捕刷時被殺及海辺諸島搜捕時投水自死者、一百三十六名、被虜漢人六名、

この記事では、朝鮮政府が倭寇の根拠地とみなした対馬への派兵（己亥東征）に先立ち、軍事作戦が日本側に漏れることを防ぐため、来朝中の倭人たちのうち、九州節度使使（九州探題の使節）を除き、その他は全て捕らえて各道に拘留した⁹ことと、捕らえる際に発生した死者についての報告がなされている。報告者の柳廷顯は領議政であったが、遠征を執行するにあたって、上王（太宗）より三道都統使に任命されている。ここで注目すべきは、柳廷顯が「慶尚道各浦に到泊している倭人及び販売倭人」というように倭人と販売倭人を分けて述べている点である。つまり前者の倭人は使送倭人のことであり、後者の販売

倭人はいわゆる興利倭人を指したものである。

そこで、なぜ柳廷顯がわざわざこれらを分けて論じているかということであるが、前述したように興利倭人に対してはすでに浦所の指定が行われていたが、使送倭人に対しては【史料1】で検討したごとく、ただ慶尚道を経由することになっていた。そのため、柳廷顯はこれらをあわせて乃而浦・富山浦に到泊している倭人とは言えず、ただ「慶尚道各浦到泊倭人」云々と言っているわけである。

使送倭人に対する制限の開始時期について、中村氏は【史料1】を引用し、太宗一〇年（一四一〇）五月からそれほど遠くない時期と推測しているが、おそらく興利倭船に浦所を定めて制限を加えた時期、すなわち一四〇七年七月以前と時をとにもするのではないかと思われる。なぜならば、朝鮮政府がはじめ興利倭船に対する浦所の指定理由として掲げたのが、治安上の問題および国家機密の漏洩であった¹⁰ので、興利倭船のみ浦所を指定して、使送倭船に対しては従来通り南部沿岸どの浦でも到泊を許したとは到底考えられないからである。ただ、使送倭船に対しては緩和して慶尚道を経由すれば、接待を許すことにしており、太宗一代が終わるまでこの状態が続いたと考えられる。

(二) 齊浦と倭館

浦所の倭館は、^①客館・^②商館・^③公館の役割をもたせるために朝鮮政府が設置したもので、どちらかと言えば、朝鮮前期は^①・^②の性格が主であって、後期には使節の上京が許されなくなったことで^③の役割も重視されるようになった。一般に浦所の倭館は浦所を開港する際、浦所とセットで開設するものと認識されている。筆者も大まかなところでは同じ意見であるが、浦所における倭館の始まりについては諸説があり、従来曖昧に扱われてきているので、もう少し考察を要する。

これについてすでに金東哲氏が、先行研究を網羅的にとりあげているが、ただ諸説の紹介に止まっており、現在のところのを得た研究は管見の限りないと言えよう。浦所や倭館の開設について、よく引用される記事を次にあげる。

【史料3】『太宗実録』一八年(一四一八)三月壬子(二日)条

①命分置慶尚道興利倭人、②兵曹、據慶尚道水軍都節制使牒呈、啓曰、富山浦来居倭人、或称商賈、或称遊女、日本客人及興利倭船到泊、則相聚支持、男女交權、他浦到泊客人、亦来沽酒、託以待風、累日淹留、窺覘虛實、乱言作弊、^③乞於左道塩浦・右道加背梁、各置倭館、刷出恒居倭人、分置居生、何如、^④命曰、令本道分置之際、毋致人心浮動、

これはこの分野では非常に有名な記事であるが、浦所と倭館の設置について日韓の研究者の間に解釈が分かれる記事でもある。『太宗実録』の特徴は結論が先に述べられている点である。その結論が傍線部^①であり、国王太宗が命じて慶尚道の興利倭人を分置したことがわかる。分置するに至った経緯が^②^③であるが、その大意を述べると^②は慶尚道水軍都節制使の報告によつて兵曹が申し上げて、富山浦の恒居倭が風紀を乱しており、さらに使送倭人・興利倭人が入り交じつて、国家機密が漏れているので、その対策として^③が提案されている。^③では慶尚左道の塩浦と右道の加背梁に各々倭館を設置して恒居倭人を刷出して分置しようとする建議がなされ、^④で太宗が慶尚道に分置させる際、動揺がないようにと命じている。

大変明瞭な記事に見えるが、^②^③では富山浦の恒居倭と他浦到泊客人が主語になっているので、これらが議論の主体であるはずが、^①の結論では、興利倭人の慶尚道への分置が命じられているので、わかりにくい部分もある。しかしこれは、常に往來する客人や興利倭人が「分置」の対象になるはずがなく、常に浦所で留居する恒居倭がその対象であったはずなので、史官の単なる記載ミスかも知れない。ただし一つ気になるのは、^③の「各倭館を置く」というところである。恒居倭を分置するならば、先に述べた^①客館・^②商館・^③公館の役割をもつ倭館をわざわざ設置する必要はないはずである。

これは二つの可能性が想定される。まず、朝鮮側では（浦所倭館）に関する定義（A・B・C）がまだ定まっておらず、中村氏が言うように「このばあい倭館の設置というのは、ただ恒居倭人の館所を定めたことだけであつた」可能性もある。次に使送倭人が到泊の際、前述のごとく慶尚道を経由することになつており、その中で塩浦と加背梁は頻繁に出入りする港であつたので、使送倭人と恒居倭を区別して管理するために倭館の設置が必要であつた可能性も排除できない。

いずれにしてもこの決定事項が実行に移されたかどうかということが問題になるが、田中健夫氏・李鉉滄氏らの一部の先行研究では、朝鮮政府の指定港が富山浦・乃而浦に塩浦・加背梁が加わり、四つの浦所が開港されたとする。さらに張舜順氏は、東平館を一四〇八年の設置とした上で、【史料3】を依り所に浦所倭館を一四一八年に別途に設置しており、この時、浦所は乃而浦、富山浦、塩浦、加背梁の四力所に指定されたが、倭館は乃而浦と富山浦の二力所のみ設置されたとする。またこの際、塩浦と加背梁に恒居倭を分置して浦所が指定されたが、己亥東征（一四一九年、応永の外寇）によって閉鎖されたとする見解もある。¹⁷

【史料3】を額面通り解釈すれば、一四一八年に塩浦と加背梁が浦所として追加され、中村氏が言うように後の三浦の倭館とは性質を異にする恒居倭の居所としての倭館が置かれたとも

見られるが、その後の関連史料から見ると実行されていない可能性が高い。この時から己亥東征まで約一年三ヶ月の間、その関連記録が全くあらわれてこないこと、【史料3】のごとく実行されていれば、己亥東征後、対馬側が浦所増設要請をする際に前例としてとりあげて、塩浦と加背梁の再開港要請を行ったはずであるが、それが無いという点などをあわせて考えると太宗が一度許可したとは言え、実際には実行されなかったと考えられる。¹⁸

中村氏が【史料3】の倭館について、浦所において倭館と名のつくものを置いた最初であるとする反面、村井氏は浦所の倭館よりも早くソウルの倭館、すなわち東・西平館が太宗九年（二四〇九）に造られ、次の史料を依り所に浦所には「一四二三年、乃而浦・富山浦の両所に官舎と倉庫を築造し、器皿を備え、食糧や雑具を運び込んでおき、その出納供給は金海府と東萊県が管掌することになった。これが浦所における倭館のはじまりである」とする。²⁰

【史料4】『世宗実録』五年（二四三三）一〇月壬申（二五日）条 慶尚道監司啓、（中略）請於客人所泊乃而浦・富山浦兩処、令舩軍加造館舍及庫廩、公備鋪陳器皿而藏之、又令支持各官、預輸米料及雜凡供支之物、以所在東萊・金海官掌之、臨時出納供給、以除農時駄載往來之弊、從之、

右の大意は村井氏が述べる通りであるが、これをもって倭館のはじまりとする村井説には賛同しがたい。傍線部をみると「船軍に館舎および庫廩を加造させる」とあるので、これはすでに浦所に存在した倭館を増築することである。

そこで浦所は、一四〇七年七月以前に朝鮮政府が興利倭人に対して指定しており、使送倭人に対しては慶尚道を経由することにしたので、^①客館・^②商館・^③公館の性格をもつ倭館は、すぐには必要なかったと考えられる。

これと関連して一部の先行研究では、「史料4」を依り所に己亥東征（一四一九年）後の乃而浦（齋浦）・富山浦（釜山浦）の再開港時期を世宗五年（一四二二）と見なす傾向があるが、中村氏が指摘するように己亥東征後、間もなく使送船に対しても浦所の限定が実施された結果として、常置の施設としての倭館が設置された^④とみるべきであろう。あくまでもこれは世宗五（一四二二）年当時、すでに定まっている浦所を再確認した上で、客人（使送倭人）が到泊する乃而浦と富山浦に館舎と食糧などを備蓄する倉庫を加造（増設）して、接待の準備を整えようという慶尚道監司の提案である。

したがって、この時はすでに使送倭人に対しても乃而浦と富山浦への到泊が義務付けられ、倭館が設置されていたのである。

もう少し関連記録をみると、世宗二年（一四二〇）閏正月、礼曹判書許稠が対馬島主都熊丸（宗貞盛）への答書において、

今後は島主の「親署書契」を持参する者に限って接待を許す旨を伝えて^⑤いる。また、同年七月に同じく許稠が、九州探題源道鎮（渋川満頼）宛ての答書において、九州方面からの通交者は九州探題の書信の持参を要求している^⑥。

つまり、対馬からは島主宗氏の「親署書契」、九州方面からは探題の書契を持参して来朝する者に対して使者として接待するということである。さらに世宗三年（一四二二）、礼曹判書許稠の発言の中に「適因東征、倭使不通、今既通好」とある^⑦のを合わせて検討すると、少なくとも己亥東征後の世宗二年（一四二〇）閏正月までには対馬の使送倭人をはじめとして正式に朝鮮通交が再開されており、それを許可する際に使節に対しても乃而浦と富山浦への到泊が義務付けられたと解される。以後、倭館は浦所とセットで開閉の運命をとにしたのである。

（三）齋浦の変遷

三浦体制は、中宗五年（一五一〇）の三浦倭乱が勃発するまで続いた。乱後、朝鮮通交が断たれてしまった対馬側は死活問題に陥り、足利將軍や大内氏の名義で使節を派遣して通交の復活を図った^⑧。やがて中宗七年（一五一二）に朝鮮と対馬間に「壬申約条」が締結され、対馬は乱前に入手していた朝鮮関係諸権

【表1】朝鮮前期の浦所と倭館の変遷

*記号 ○：開港 一：閉鎖

年代	都の倭館	齊浦		釜山浦		塩浦		備考
		浦所	倭館	浦所	倭館	浦所	倭館	
1407		○		○				同年7月以前に興利倭人に限定して指定
1409	○	○		○				都に東平館と西平館を造る
1420	○	○		○				己亥東征後、間もなく（少なくとも1420年正月までに）使送倭人にも浦所指定
1426	○	○		○		○		塩浦が追加され、「三浦」となる
1510	○	—		—		—		三浦の倭乱勃発
1512	○	○		—		—		「壬申約条」締結 → 齊浦のみ開港
1517	○	○		○		—		釜山浦再開港
1544	○	○		○		—		蛇梁の倭変（国王・大内・少弐の使節は渡航許可）
1547	○	—		○		—		「丁未約条」締結 → 釜山浦のみ開港
1592	—	—		—		—		文禄・慶長の役（壬辰・丁酉倭乱）

益が大幅に縮小されたものの、再び朝鮮通信が可能になった。この際、浦所は齊浦一カ所に限定されたが、長節子氏によれば、中宗一二年（一五二七）に釜山浦が追加されたという。³⁰⁾その後、中宗三九年（一五四四）四月に慶尚道の蛇梁において倭寇事件が勃発したのを機に再び齊浦・釜山浦が閉鎖された。明宗二年（一五四七）に「丁未約条」が締結されたものの、齊浦は開港されず、浦所は釜山浦一カ所のみとなった。

た。

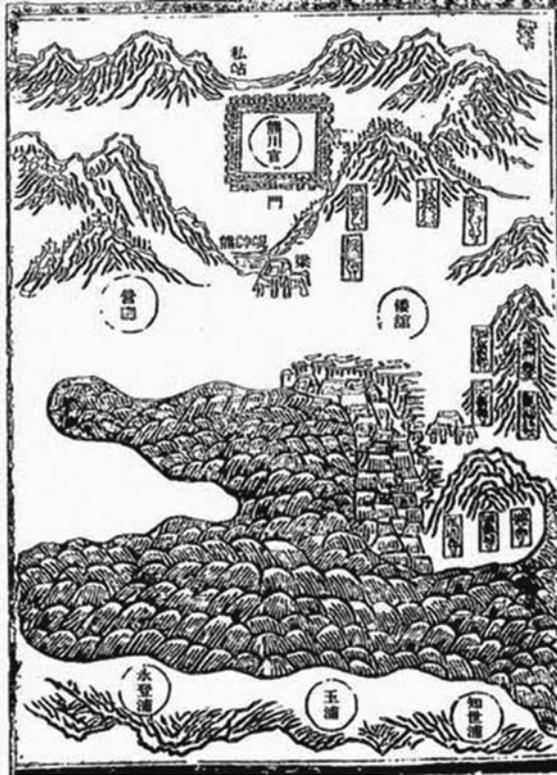
以上の浦所や倭館の変遷を【表1】にまとめて示す。したがって、齊浦が日本船の到泊港として使用された時期は、太宗七年（一四〇七）七月以前から中宗三九年（一五四四）四月までの間であった。

二 齊浦の景観

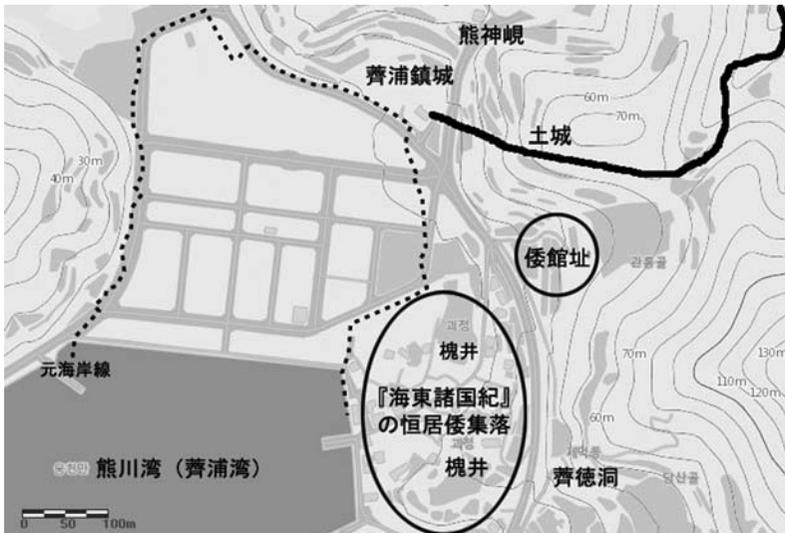
齊浦の景観や恒居倭については、すでに先行研究によってその全貌が明らかになりつつある。³²⁾とりわけ村井氏が三浦の景観について詳細に検討している³³⁾ので、これらの先行研究を参照しつつ近年の現地調査による成果をあわせてまとめてみたい。

成宗二年（一四七二）の申叔舟編『海東諸国紀』には「熊川齊浦之図」「東萊富山浦之図」「蔚山塩浦之図」、いわゆる三浦の図が所収されている。これらは成宗五年（一四七四）に描かれた同書に追載されたものである。³⁴⁾【図1】を一見すると簡略に描写しているように見えるが、現地に行ってみると齊浦を中心周辺地域の要所と地形を非常によく反映して描いていることがわかる。

【図1】に見える齊浦湾の上部に營庁（万戸營）のすぐ近くまで深く入り込んだ入江があるが、二〇一四年現在その大部分が埋め立てられており、当時の面影はほとんど残っていない。³⁵⁾



【図1】『海東諸国紀』「熊川齊浦之図」



【図2】齊浦湾一带

また、営庁の右側には倭館が描かれているが、村井氏は、倭館は現在の集落をはずれて小さな峠（【図1】の熊神峴）に登る道の右上の畠に、クワント（館址）という小字が残っているとす³⁵。また、孫承喆氏は【図1】の恒居倭集落の北側と東側に寺が見えるが、そこまで恒居倭の集落が拡大していたと推定する³⁶。【図1】が描かれた一四七四年当時は、倭館の背後には寺が四方所あるだけに見えるが、齊浦が一時閉鎖される一五一〇年までは約三六年の歳月があるので、【図1】が完成した後に倭館の周辺まで恒居倭の集落が拡大した可能性も充分あり得る。また、『新增東国輿地勝覧』によれば、「倭館は齊浦の南門の外側に倭使を館待する所として在³⁷」ということなので、【図2】で示すように倭館は齊浦鎮城の南門の外にあつたことがわかる。【図1】の倭館の下側（入江中央の東岸）には恒居倭戸が密集して描かれている。現在の慶尚南道昌原市鎮海区齊徳洞（齊浦と豊徳を合成した地名）槐井村が恒居倭の集落があつた地域で現在も民家が形成されている。倭館の背後と恒居倭戸の右側にあわせて一一の寺が描かれている。この村を囲む形で齊浦城の城壁が一部現存する³⁸。倭館の西北側に熊神峴を越えると熊川県監が駐在する熊川官（熊川邑城）に出る。また、齊浦の対岸（下辺）は巨濟島で、知世浦・玉浦・永登浦が記されており、これはみな水軍万戸の所在地であつた。【図1】の注記に、成宗五年（一四七四）当時の戸数は三〇八戸、人口は男女老少を

あわせて一七二二人とある。

さらに【図2】の倭館より東約一キロメートルに位置する熊浦は、齊浦と近接しているが、齊浦は倭人たちが、熊浦は朝鮮の人々や水軍が使用したと考えられる。

また【図1】では、熊神峴のすぐ南側に「梁」と記され、そこに建物が描かれている。倭人集落とその東側の朝音寺との間にも同じような建物が見えるが、村井氏は「梁」について「普通は橋の意味だが、ここでは梁だけで壁のない仮設店舗のようなものか」としている³⁹。一方、柳在春氏は、この二つの建物群には見張りが置かれていたと推測している⁴⁰。ただ、「梁」とその側にある建物を関連付けて考えることには疑問がある。村井氏の仮設店舗説よりも二カ所の建物の描き方や位置に鑑みれば、倭人たちの行動を監視し、抑制する目的で、柳在春氏の指摘のように見張所が置かれていたと見るのが妥当であろう。

当該期、齊浦の様子をよく伝える史料を次にあげる。

【史料5】『成宗実録』五年（一四七四）正月庚戌（二四日）条
御經筵、講訖、領事申叔舟啓曰、釜山浦倭八十余家・齊浦倭三百余家、同日火、上曰、無乃傷人乎、叔舟曰、①齊浦但二人灼爛、然不死、凡倭家形如土室、塗以土、蓋以茨、雖火財產無傷、但土狹人稠、其家鱗比、以至延燒、日者、李拱自熊川遞還、語臣曰、齊浦万戸營、與倭居聯接、且無

垣墻、殊無官府之体、倘倭居失火、恐有延燒之患、繚以垣墻、設門閤可也、臣然其言、但無故築墻、恐生疑惑、欲有待而為之、(中略)、②且三浦倭、其麗甚衆、恐為後禍、世宗・世祖・睿宗朝、皆致書島主、諭以刷還之意、倭人來居我土有益、而又有可慮焉、我因此知彼中聲息、彼雖欲侵犯、慮此不敢、是其益也、但我族類、其心難測、倘或生變、彼必因此而起、是可慮也、莫若預為之備、無使滋蔓、今因來使之還、諭島主刷還為便、上曰、然、(下略)

勲 泰 李

成宗五年(一四七四)正月に、領事申叔舟が釜山浦の恒居倭八〇余戸と薺浦の恒居倭三〇〇余戸に、同じ日に火災が発生したことを啓し、薺浦の様子について次のように述べている。傍線部①を見ると、薺浦の火災における死者はなく、二人が火傷を負っており、倭家の形は土室のごとく、土壁・茅葺きである。火災による財産の損傷はないと言え、土地は狭く人は多いので、家が魚のウロコのように立ちならび、延焼するに至った。また(前熊川県監)李拱の発言によるとして、薺浦の万戸營は倭人の家に連接して垣根もないので、ほとんど官府の体をなさないのみならず、倭戸が失火すれば延焼の恐れもあるので、官府の周辺に垣根を設け、閤門を設けるように述べている。

ここでは、薺浦鎮と倭館との位置関係については触れられていないが、倭人集落と万戸營が垣根もない状態で連接して

おり、火災の際の延焼を憂慮しているので、実際には【図1】に見える営庁(万戸營)のすぐ近くまで倭人集落が広がっていたと考えられる。

また【図1】の営庁の背後の山と倭館の背後の山に木柵のようなものが見えるが、現在確認できる土城址とほぼ一致する。^①

三 恒居倭と留館倭人

三浦体制の中で、常に恒居倭や往来倭人の数が他浦に比べ圧倒的に多かつたのが、薺浦であった。

【史料5】の②で申叔舟は恒居倭に関して成宗王に次のように啓している。三浦倭人の数が非常に多く後禍を恐れて、世宗・世祖・睿宗朝に対馬島主宗氏に対馬への送還を要求したが、朝鮮への移住が続いている。朝鮮にとつては彼らの聲息(情勢)を把握することで倭人はあえて侵犯できない利点がある反面、朝鮮の族類ではなくその心を測り難い。彼ら(恒居倭)との間に不和が生ずることを慮るべきである。申叔舟は今来ている(対馬の)使者が帰る際に島主に(恒居倭を)送還するように要求した方がよろしいと言い、国王の裁可を得ている。

朝鮮政府が恒居倭の増加を憂慮したのは、申叔舟も言っているようにすでに世宗代(治世一四一八〜五〇年)からであ

【表2】三浦恒居倭戸口一覧

年代	齋浦		釜山浦		塩浦		計	
	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口
1436		(253)		(29)		(96)		(378)
1466	300	1200余	110	330余	36	120余	446	1650余
1474	308 (11)	1722	67 (2)	323	36 (1)	131	411 (14)	2176
1475	308 (11)	1731	88 (3)	350	34 (1)	128	430 (15)	2209
1494	347 (10)	2500	127 (4)	453	51	152	525 (14)	3105

* 〈 〉 は対馬に送還した人数であり、() は寺院数である。

* 中村栄孝『日本と朝鮮』(至文堂、1966年：136頁)、村井章介『中世倭人伝』(岩波新書、1993年、85頁)、関周一『対馬と倭寇—境界に生きる中世人—』(高志書院、2012年、121頁)より引用した。

り、実際に対馬島主宗氏に彼らの送還を仕向け、世宗一八年(二四三六)の第一次恒居倭刷還を皮切りに度々対馬に送還を要求すると、対馬側は重い腰をあげてやむを得ず形式的な送還を実行した^④。しかしながら、【表2】のごとく、一五一〇年に三浦倭乱が勃発するまで恒居倭の数は増加の一途をたどった。

朝鮮側は対馬島主宗氏が恒居倭を積極的に送還しない原因の一つに収税の利があるためと認識していた^⑤。実際に恒居倭は毎年綿布を対馬島主宗氏に大戸が二匹、小戸が一匹ずつ貢納していた^⑥。とりわけ【表2】において特筆すべきことは、齋浦の人口の推移である。一四六六年に戸数が三〇〇、

人口が一二〇〇余人であるが、一四九四年には戸数が三四七、人口が二五〇〇人に達している。この約三〇年の間、戸数は一五・七%増えたのに対して、人口は約二倍になり、他浦に比べ激増していることがわかる。限られた居住空間に人口がこれほど増えると前述したように魚のウロコのように家を建てざるを得ず、火災が起るとたちまち延焼してその被害が大きくなるのである。

なお、一四五四年に完成した『世宗実録地理志』の時点で熊川県や齋浦が属する昌原都護府の戸数が一〇九四、人口が四九五五であつたのを考えると、齋浦の恒居倭の人口密度が非常に高かつたことがわかる。

三浦倭乱後、一五二二年に朝鮮と対馬間に「壬申約条」が締結されて、ようやく対馬の朝鮮通交が回復された。だが、乱前に対馬がもっていた「朝鮮関係特殊権益」^⑦は大幅に減少された。その代表的なものが対馬島主宗氏の歳遣船五〇隻が二五隻に半減され、宗氏以外の島内の歳遣船は一切認められなくなったことである。さらに浦所における恒居倭の留居も認められなくなり、乱前の浦所の賑わいは歴史に葬られたかに思われよう。

しかし三浦倭乱後、釜山浦が再開港される中宗一二年(二五二七)^⑧までは齋浦のみが日本人到泊港として単独開港となり、この時期は日朝貿易が齋浦に集中して行われ、その繁栄ぶりは乱前のそれを上回るものであつた。

乱後、恒居倭は認められなかったが、村井氏が「浦所滞在倭人」と称する（留館倭人）が新たに登場している。^⑧これはおそらく対馬島主宗氏が、乱前の浦所の事情に精通し交易、あるいはその斡旋の実績ある者を倭館に滞在させて交易業務に従事させたものと思われる。中宗三十六年（一五四一）には齋浦の倭館に留まる（留館倭人）が三〇〇余人に達し、^⑨あたかも朝鮮後期の釜山浦倭館の前兆現象のようにも思われる。

四 通交倭人と交易の拡大

このように齋浦の人口が増加した原因は、齋浦には恒居倭や通交倭人を養えるだけの経済的な基盤が存在したからである。また、日本からの使送倭人も齋浦への到泊を好んでおり、常に他浦に比べ往来者の数が圧倒的に多く、朝鮮政府も貿易を含む彼らの接待に苦心していた。

世宗二〇年（一四三八）二月、礼曹が対馬島主宗貞盛に書を送って、貴州および日本諸鎮の使送船と興販船について、朝鮮の富山浦・塩浦・乃而浦等の三カ所に分泊することを再三通諭したが、今なお乃而浦にあつまって泊しており、きわめて煩雑である^⑩というように、一時期乃而浦（齋浦）に使船や興利船が集中していたので、接待や交易に対する朝鮮側の対応が困難であり、それを解決するために三浦への分泊を再三要求して

いた。それでも日本船の三浦への分泊は徹底されなかったらしく、翌年（一四三九）四月にも敬差官が対馬へもたらず事目のうちに、対馬島および諸処の使者が出来る際、三浦に均等に送るようにし、かつ書契にその浦所の名を記して開諭するように求めて念を押している。^⑪さらに成宗二年（一四七一）に成立した『海東諸国紀』「朝聘応接紀 三浦分泊」条にも、「対馬島主歳遣五十船（のうち）、二十五船は乃而浦に泊し、二十五船は富山浦に泊し、その余りの諸使は各任意に三浦に分泊」することが定められている。

このことから朝鮮政府が、接待や交易を円滑に行うために日本船に対して三浦への分泊を定めていたことがわかる。殺到する倭人たちに対する接待にも朝鮮政府は巨費を費やしており、成宗五年（一四七四）頃は慶尚道に入る租税の大半を倭人への接待費用として充てていたというほどであった。^⑫

日本からの通交者が次第に増えるにつれ自然と交易の規模も膨らんでいった。成宗一七年（一四八六）に戸曹判書李徳良らが増税の必要を進言する中に、「世宗朝国儲百万余碩、今則止五十万碩、費用過半、脱有水旱之虞、将何以支乎、况倭人回奉、歳不下五十万匹、二年所入、不能支一歳之費」とあり、^⑬倭人への回奉（回賜）が年五〇万匹を下らず、国家の二年の収入をもつて一年の歳費を支えることができないという。五〇万匹とあるのは、当該期朝鮮から日本への回賜品の中で主体をなした帛布

のことである。すなわち綿布・細布・正布（麻布の一種）・苧麻布の類のことで、世宗代には綿布がその中心であった。⁵¹また、成宗十九年（一四八八）六月、戸曹判書鄭蘭宗は、今夏三カ月の間、倭人が献じたものに対して布帛一〇余万匹をもって答賜し、司贍寺（楮貨の製造と奴婢の貢布を管掌した官庁）に残っているのは、ただ八〇余万匹のみで、三カ月の費用がこれほどであれば、国家の有限の貨は続かなくなると憂慮している。⁵²

前述したようにこの頃、朝鮮と貿易を行っていた日本人通交者はその代価として綿布を頻繁に要求していた。例えば、成宗十九年（一四八八）に對馬島主宗貞国は特送職宣を派遣してその書において上品の綿布を賜りたいと要請しており、同二十一年（一四九〇）には、「先是倭人来献銅鉄之直、用綿紬・正布・綿布、分給償」というように定められていたが、大内殿の場合は諸島の通交者に比べられず、国家が元々厚待していたので、その要請を受け入れて貿易の代価として全て綿布で支給することになっている。⁵³さらに成宗二十三年（一四九二）には琉球国使臣が銅鉄をもたらしした際、旧例によって三分の二は綿布、三分の一は正布をもってその代価を支給しようとしたところ、琉球使臣は全布を綿布で受けたいと固執したが、この時は許可されていない。⁵⁴

このように日本や琉球からの通交者が貿易の代価として綿布を賜りたいという要請が続いていたが、朝鮮政府は財政上、その要請をことごとく受け容れることはできなかった。ただし、

大内氏のように国家にとって重要と見なされた通交者に対しては、例外的に厚待していたのである。

それでは果たしてこの頃、日本からの通交者の規模はどの程度であっただろうか。世祖元年（一四五五）一二月、この歳一年間、日本諸処の使送倭人六一六名が来朝していた。⁵⁵また、成宗二十五年（一四九四）四月の慶尚道觀察使李克均が、對馬島主および諸酋の使が小船に乗ってきて、密かに三浦倭人が所有する大船に乗り換えて大船の糧を受けている弊害を報告した際、金應箕らが「庚戌年（成宗二一・一四九〇）に出来倭船一六四艘のうち大船が一六〇、中船が四であり、辛亥年（成宗二二・一四九一）に出来倭船一六五艘のうち、大船が一六二、中船が三であった」と報告している。⁵⁶

『海東諸国紀』の「使船大小船夫定額」条には船を大きさ別に大・中・小船に分け、その船夫を大船は四〇人、中船は三〇人、小船は二〇人をもって定額としている。これに基づいて「給料」（滞在費）および「過海料」（朝鮮渡航経費）を計算すれば、庚戌年に六五二〇人分、辛亥年には六五七〇人分が支給されたことになる。使送倭人が実際に乗って渡航した船よりも大きい恒居倭の船を借りて、朝鮮の官憲を騙して船体の尺量を受け、大船の糧で滞在費や渡航経費を受け取る欺瞞行為が朝鮮側に露呈されたのである。したがって、実際の渡航者の数よりは少なかったはずであるが、この他にも使船に含まれない興利倭船や

三浦倭人の船の往来が頻繁に行われていたので、実際にはこれよりも多くの倭人たちが朝鮮に往来していたと考えられる。

これだけの倭人が朝鮮に渡航したのは、「給料」や「過海料」を稼ぐためであったことは言うまでもないが、それと合わせて貿易の利がその目的であった。

五 齊浦の交易ネットワーク

当該期、日朝貿易には大きく分けて、(a)進上と回賜、(b)公買

易(官貿易)、(c)私貿易の三つの形態があった^④。とりわけ(a)に

勲

ついては、使送倭人が書契に記載されていない物品(私進上または私進物)が次第に拡大していき、成宗二五年(一四九四)

李

に日本国王使臣のもたらした私進物が綿布で二八八三九匹分と算定され、その対応に困り果てた朝鮮政府は私進上の禁止をめぐって議論を深めた^⑤。結局、村井氏が指摘するように私進物を

一切禁止する抑制策をとり、その代わりに私貿易を許す方針転換をしている^⑥。

一方、長節子氏は(c)の私貿易について、世祖末年に私貿易禁止、成宗一六年(一四八五)に再開、同二五年(一四九四)に再禁止とする先行研究を再検討して、睿宗元年(一四六九)に三浦の私貿易を禁じており、成宗二五年(一四九四)には私進上を禁止していると述べる^⑦。三浦の私貿易の禁止は、あくまで

も中央政府の決定事項であって、実際には浦所やその周辺地域における交易活動がすでに慣例となっていた。また私進上の禁止は、朝鮮政府が財政的な負担を軽減するため、書契に記されていない進上品、すなわち私進物を受け付けず、それを私貿易にまわすことにしたのである。(c)は、(a)や(b)と違って、ほとんど文献史料にはあらわれてこないが、(a)の貿易が倭人の計画通りいかなくなると商人同士の私貿易に大きな刺激があたえられ、日朝貿易市場が活気あふれるようになり、様々な朝鮮産の物品が取引されたと考えられる。

私進上の禁止は、元々日朝交易によって栄えていた浦所の経済をさらに刺激するようになったと考えられるが、ここでは貿易の形態や沿革については割愛して、齊浦を中心に倭人と周辺地域の住民や朝鮮商人との交易活動について検討する。

村井氏は、齊浦と熊川との経済的なつながりが、朝鮮側にとって無視できないレベルに達したのが一五世紀半ばであったと指摘している^⑧。まず、当該期の関連記録を見ると、世祖六年(一四六〇)頃、慶尚道熊川城の城底に民家が三一〇戸、男丁が四一〇人であった^⑨。また、世祖元年(一四五五)七月に前慶尚道觀察使であった右參贊黃守身が慶尚道凶・熊川県凶を進上し、齊浦の状況を次のように報告した。

【史料6】『世祖実録』元年(一四五五)七月乙未(二二日)条

右參贊黃守身、進慶尚道地図及熊川県図、仍啓曰、①臣為
 觀察使、親見熊川及齊浦、其恒居倭人、與我民、因販魚
 塩、互相来往、至以酒肉相饋遺、狃於尋常、變故易生、当
 須預防、且本道之俗、惟務農業、不事弓矢、雖名隸軍伍、
 解射者百無一二、況平民乎、②今齊浦見在倭人戸九十二、
 口四百十六、除老弱外、壯勇者一百十四、諸処使送留浦者
 二千十一、興販者亦多、計賊虜数千常在我境、脱有不虞、
 水陸並起、則以我寡弱之卒、各自受敵、勢不相当、可為寒
 心、③頃再下教旨、禁私商、然倭人所居、四無関防、或暮
 夜潜相買売者、不可勝数、近日、至齎銀器、潜行発売、姦
 貪之徒、不顧大体、務成所欲、至或漏洩国事、不可不慮、
 ④請自倭所居北岡、西至万戸營前、東至熊浦、築城子、又
 於水淺処設柵、仍立関門、令熊川軍士二三十人把截、夜関
 昼開、以節出入、伝曰、予方欲觀本国地図、今見此図甚好、
 熊川築城之策、亦甚佳、遂御思政殿、引見守身及都承旨申
 叔舟・右承旨具致寬議築城、

すなわち、①では齊浦の恒居倭が魚や塩の販売によつて、熊
 川の人民と互いに往来して、酒や肉を御馳走しあつており、こ
 れが慣わしとなつてゐる。②では今、齊浦倭人の家が九二戸、
 人口は四一六人、老人と子供を除く壮勇が一一四人であり、そ
 れに日本諸処から来朝し留浦する使送倭人が二〇一人、興利

倭人もまた多く、倭賊数千人が朝鮮の境内にゐるようなもの
 と危惧している。③ではこの前、再び教旨を下して私商（浦
 所周辺地域における交易活動）を禁じたが、倭人居住地に関防
 がなく、夜になれば密貿易に走るものが後を絶たない。近日は
 銀器をもたらし密貿易をしており、利益をむさぼる奸徒がもつ
 ぱら欲するところを手に入れるために務めてゐる。また、国事
 を漏洩するに至つており、きわめて憂慮すべきことと認識して
 いる。そこで黄守身は④で、倭人集落の北丘から西は万戸營の
 前まで、東は熊浦に至る城壁を築き、水の浅いところには木柵
 を設置し、関門を設けて夜は閉じ昼は開き、熊川の軍士二〇〇
 三〇名を配置して人の出入りをチェックするという対策案を打
 ち出している。^⑤

ここで③に注目すると、再び王命で私商を禁じたが、憚るこ
 となく依然としてほぼ自由に出入りして密貿易を行つてゐる
 が、このようなことは齊浦に限定されるものではなかつた。成
 宗五年（一四七四）の司憲府大司憲李恕長らの上疏に三浦の恒
 居倭人と辺民との交流はその歳月がすでに久しく慣習となつて
 忌まず、聞くところによると倭人がすばやく浦所近辺の州県に
 入り、その居民とともに私淫に走つてゐるとある。^⑥

このような倭人の横行は、しばらく経つて一六世紀に入つて
 も何ら代わりはなく、三浦倭乱の直前になるとその横行が甚だ
 しくなる一方であつた。中宗四年（一五〇九）、司憲府監察朴

詮が三浦倭人と周辺住民との交流について危機意識をもって国王中宗に次のように上奏した。^①

【史料7】『中宗実録』四年（二五〇九）三月丙辰（二四日）条

（前略）①熊川居報平駟、距倭居纔一里許、倭人男女托以負債之徵、出入我民家、罔昼夜往来、相親相愛、不啻如兄弟、言語飲食、利害緩急、無不共之、朝廷之是非、政事之得失、將相之賢否、士馬之強弱、倉庫之虛實、彼既先知（中略）、②京中富居人及商賈之徒、爭務倍徙之利、熊川則主於報平駟、東萊則主於城底民家、近者一二年、遠者三四年、因循留滯、常與倭奴酒食交結、潛售禁物、無所不為（中略）、③南道居民亦貪賈利、方耕耆之時、不事稼穡、全務工商、安東之蚕繭・金海之麻絲、相望於道路、而盡輸於倭、是何異於籍寇兵、而齎盜糧哉（下略）、

すなわち①では、男女倭人が負債取り立てに托して、浦所周辺の民家に昼夜なく出入りして、互いに親しみ愛して兄弟のようになつており、言語や飲食、利害と緩急をともししている。その交流を通じて朝廷の是非・政事の得失・將相の賢否・士馬の強弱・倉庫の虚実などの国家機密が倭人に知られるところとなる。②では、報平駟あるいは東萊城底の民家が朝鮮の商賈の活動舞台になつている。京中の豪商が莫大な利益を争つて、熊

川の報平駟や東萊の城底の民家において短い者で一、二年、長い者は三、四年も滞在しながら常に倭人と酒食をともし親しく交わり、密かに禁物を売買して、ほしいままに振る舞つている。③では、南道の民が貿易の利を貪つて農事を顧みず、工商に専念し、安東の蚕繭、金海の麻糸が道につらなつて倭人に運ばれていく。これは倭寇に兵器と糧をもたらすのと何ら変わらないことと述べている。

熊川県の報平駟や東萊の城底の民家が交易の場となつており、駟人やその住民が商人と倭人を結びつける仲介者になつている。利益を欲する商人が彼所において長期滞在しながら、交易活動を行つており、それにたずさわる者同士が親しくなつていた。村井氏が指摘するように交易は倭人と朝鮮商人との間で直接行われたのではなく、駟人や浦所の周辺住民の仲介によつて行われた。^①報平駟の駟人と東萊の城底の住民は交易を仲介する度合いの差はあるにせよ、彼らは交易仲介者の役割を担つていたのである。

駟員や浦所の周辺住民のみならず、熊川の官奴や船軍も倭人たちと交易を行つたことで問題になつていた。例えば、成宗四年（一四七三）一月に熊川の官奴朱方なる者が倭人と銅鉄を私貿易したことで斬刑に処されており、燕山君元年（一四九五）一〇月に献納金頭孫の進言に「通事及船軍等、常時兵器・角弓等物、與倭人私相買賣取利、宜加禁防、又聞通事三人、潛率倭

人、易服入節度使營中興販、齊浦水軍、於下番時、接置所持兵器於倭人家」という有様であった。^② 通事（通訳官）が私欲を満たすために倭使との密貿易に関わったことは時々問題になっていた。しかしここでは、官奴や船軍までも法規をやぶって私貿易をしており、特に船軍が倭人と兵器を売買して、さらに齊浦の水軍が下番時（任務交代時）に兵器を倭人の家に預けているとも述べられている。

また、中宗四年（一五〇九）四月には慶尚道敬差官として浦所を巡察した金謹思が、横行を繰り返す倭人たちについて次のように上書した。

【史料8】『中宗実録』四年（一五〇九）四月癸亥（二日）条
 金謹思書啓四条、①其一、國家於三浦倭里定閑限、使不得踰越出入者、所以敵内外之分、不使乱雜、今者自恣出入、略無忌憚、或樵採・礼仏、深入内地、或因興販易服變言、横行諸郡、辺將不能禁、遂以成例（中略）、②其二、熊川、嶽報平駅、在齊浦迤北三里許、其人吏等與倭人結好称收養、相往来、呼爺称兄、商賈就貿者・倭人来売者、皆依駅人、是故介於彼此、通情貿物、国家事情、無不漏洩、皆此等人所為也、大抵熊川城氏居人皆然、而駅人尤甚（中略）、③柳洵（七名略）等議、金謹思所啓商賈之徒、依報平駅吏及居民家、與倭人交通、漏洩国家事情、弊果不貲、然互市之

法、其来尚矣、不宜一禁、報平駅亦不可革属他駅、但交通漏洩、自有其法、宜申明嚴禁、（中略）命依議施行、

金謹思は①で、國家が閑限を設置した理由は、内外の別を明確にして入り交じらないようにするためであった。しかし今は少しも忌憚なく自由に入入りし、伐採・礼仏・興販によって、衣服と言語を変えて諸郡に横行しているのを辺將が禁せず、ついに慣わしとなつてしまつている。②では、熊川県の（西門の外にある）^①報平駅は齊浦北三里に位置し、その駅員らが倭人たちと結好して修養と称しながら互いに往来して、爺や兄と称している。朝鮮の商人と日本商人がみな駅員に依つて交易を行つており、國家の事情を漏洩しているのは彼らの所為である。大抵の熊川居民はみなこの有様であり、なかでも駅人が最も甚だしいとある。この意見に対して③の柳洵ら八人は、朝鮮の商人が報平駅の駅吏と熊川住民の家にたよつて倭人と交通して國家の事情を漏洩する弊害が少なくないと述べている。その一方で、互市の法（交易の慣例）はその由来が久しいとした上で、一律に禁じてはいけなまいと云い、ただ互いに交通して國家機密を漏洩することについては、すでに法があるので、それを明らかにして嚴禁すべきであると述べている。

つまり柳洵ら八人は、報平駅の駅吏や熊川住民の仲介によつて行われる交易活動は、その由来が久しいので、今さら禁じ難

いが、国家機密を漏らすことについては堅く禁ずるように提案している。元々交易活動と国家機密の漏洩は、同じような人々と場所で行われていたものを、前者は引き続き黙認して、後者は堅く禁ずるということは、まったくその対策になっていない。さらに国王中宗も柳洵らの意見を採用して施行するように命じているが、果たしてどれほど効果があがったか疑問である。

いずれにしても齊浦倭人の交易活動の範囲は浦所に限定されるものではなく、周辺地域まで広がっていたことは明白である。浦所周辺における交易活動は、交易額が拡大するにつれ、京中の豪商も浦所近辺まで下り、長期滞在しながら倭人との交易を盛んに行っていたのである〔史料7〕参照。

このような交易のネットワークは、三浦倭乱（二五二〇）後もあまり変わらず、時には浦所を管轄する官人が利を追及して倭人との交易に直接参加することもあった。

齊浦が閉鎖された後の釜山浦の例であるが、中宗二八年（二五五三）に釜山浦僉使趙允玲が、留館倭人を貿易に誘って、その多くを着服して代価を支払わなかったため、倭人たちが憤慨して城内に入り趙允玲を侮辱することが発生した^⑧。倭人や朝鮮の人々に威厳を示し、彼らを統率する任にあたっていた辺将が私欲を追及するあまり、ここまでその威厳が失墜すると、国家の体面どころか倭人と周辺住民の違法行為を充分に取り締ま

ることはできなかったであろう。

朝鮮側は、倭人と朝鮮民衆との交易の際、国事が漏洩することを常に恐れながら、その行為自体を完全に取り締まることは踏み込めず、それがいつの間にか慣例となってしまうのである。

おわりに

以上、朝鮮前期に日本人向けに指定されていた齊浦およびそれを舞台に行われた日朝交流について考察してきた。

従来、使送倭人に対する浦所の指定時期について、己亥東征（一四一九年）後、あるいは【史料4】を依り所に世宗五年（二四二三）一〇月とする説があった。本稿では、これについて再検討し、朝鮮政府が太宗七年（一四〇七）七月以前に国家機密の保護や治安上の理由から興利倭人に対して浦所を乃而浦（齊浦）・富山浦（釜山浦）に指定した際、同じ理由から使送倭人に対して慶尚道を経由することを義務付けたことを指摘した。

また、浦所の倭館のはじまりに関する諸説をとりあげ、使送倭人に対する浦所の指定前は①客館・②商館・③公館の性格をもつ正式な倭館は、すぐには必要なかったと考えられ、浦所周辺の公的施設が使用されたと推測した。己亥東征後、少なくとも世宗二年（一四二〇）閏正月までには使送倭人に対しても

所が指定され、その際に正式な浦所の倭館が設置されたと指摘した。そして世宗五年（一四二三）一〇月に乃而浦・富山浦の館舎や倉庫を増築することにした記録を、倭館のはじまりと解する従来の説はあやまりであることを明らかにした〔史料4〕参照）。

さらに先行研究を参照しながら、齊浦の景観・恒居倭・往来倭人・周辺住民との交流などを総合的に検討した。朝鮮の事情に精通する恒居倭の存在が世宗代（治世一四一八〜五〇年）より朝鮮側にとって治安上無視できない問題になっていた。彼らは周辺の住民・駅員・水軍などと互いに親しい関係を築き、交易ネットワークをつくりあげていた。一五世紀半ば以降、浦所における私商を禁ずる王命が度々下されていたが、私商は拡大される一方であった。さらに成宗二五年（一四九四）に使送倭人がもたらす貿易品、なかでも私進物を財政上の理由から朝鮮政府が受け付けないことにした。これによって、それまでの私進物が私貿易市場に流れるようになったことを提示した。すでに齊浦とその周辺地域ではそれらの交易ができる環境が整えられていたのである。京中の富商が浦所周辺で長期滞在しながら、恒居倭―周辺住民―駅員を介して倭人たちと密貿易を含む私貿易を行っていた。このようなことは朝鮮政府も把握してはいたが、交易活動についてはすでに慣例となつていっているというところで厳禁せず、黙認した。

一方、国家機密の漏洩には神経を尖らし厳に対処しようとしたが、時代が下るにつれ、周辺住民のみならず、官奴、船軍、さらに浦所を管轄する任にあつていた辺将まで法規を蔑にして私欲を満たすため、倭人との交易を行つていた。

一五世紀はじめから恒居倭や往来倭人が浦所の周辺地域に自由に入り出すことを黙認したことが裏目に出て、いよいよ朝鮮政府が手を打つタイミングを逃してしまい、時代が下がるにつれ、浦所を中心に日朝貿易がさらに拡大していったと考えられる。その中核をなしていたのが、齊浦であったのである。

註

- (1) 長節子「倭寇懐柔政策と興利倭船」〔中世国境海域の倭と朝鮮〕吉川弘文館、二〇〇二年。
- (2) 関周一「中世対馬の物流」〔史境〕四九二〇〇四年。
- (3) 『太宗実録』七年（一四〇七）七月戊寅（二七日）条。
- (4) 『世宗実録』八年（一四二六）正月癸丑（二八日）条。
- (5) 中村栄孝「浦所の制限と倭館の設置」〔日鮮関係史の研究 上〕吉川弘文館、一九六五年。
- (6) 『太宗実録』九年（一四〇九）二月己亥（二六日）条。村井章介『国境を越えて―東アジア海域世界の中世』（校倉書房、一九九七年、二三八・二三九頁）。
- (7) 中村栄孝前掲註（5）著書、四八九頁。村井章介『中世倭人伝』（岩

波新書、一九九三年、八一頁。関周一『対馬と倭寇―境界に生きる中世と―』(高志書院、二〇二二年、一一八頁)。

(8) 中村榮孝前掲註(5) 著書、四八四頁。村井章介前掲註(7) 著書、八一頁。

(9) 『世宗実録』元年(二四一九)五月甲子(二〇日)条。なお、柳廷顯の官職について、他の史料には「三軍都統使」ともある(『世宗実録』元年五月己巳(二五日)条)。

(10) 中村榮孝前掲註(5) 著書、四八四頁。

(11) 『太宗実録』七年(一四〇七)七月戊寅(二七日)条。

勲
(12) 金東哲「15세기 부산포왜관에서 한일 양국민의 교류와 생활」(『地域과 歴史』二二、二〇〇八年、三一頁)。

泰
(13) 金東哲前掲註(12) 論文。

李
(14) 中村榮孝前掲註(5) 著書、四九三頁。

(15) 田中健夫『中世海外交渉史の研究』(東京大学出版会、一九五九年、二九・三〇頁)。李鉉淙『朝鮮前期 對日交渉史研究』(財団法人韓国研究院、一九六四年、二四二・二四三頁)。中村榮孝前掲註(5) 著書、四九三・四九五頁。張舜順『조선시대 왜관변천사 연구』(全北大史學科文學博士學位論文、二〇〇一年、二一・三五頁)。韓文鍾「조선전기 왜관의 설치와 기능」(韓日文化交流基金・東北亞歴史財団編『한일 관계속의 왜관』景仁文化社、二〇一二年、六七頁)。河宇鳳「조선전기 부산과 대마도의 관계」(『歴史와 境界』七四、釜山慶南史學會、二〇一〇年、一七四頁)。

(16) 張舜順前掲註(15) 論文、二一・三五頁。

(17) 中村榮孝前掲註(5) 著書、四九二・四九四頁。釜山直轄市史編纂委員會『釜山市史』第一卷(釜山直轄市、一九八九年、六三八頁)。張舜順「朝鮮前期 倭館의 成立과 조일 외교의 특질」(『韓日關係史研究』一五、二〇一一年)。

(18) 中村榮孝前掲註(5) 著書、四九三頁。

(19) この件について、以前の拙稿(「朝鮮三浦恒居倭の刷還に関する考察」『朝鮮學報』一九五、二〇〇五年)において、実行されなかったか、実行されたとしても間もなく閉鎖されたというように曖昧に述べていたが、本文で掲げた理由からやはり実行されなかったと考えておきたい。

(20) 前掲註(18) に同じ。

(21) 村井章介前掲註(6) 著書、二三八・三三九頁。

(22) 村井章介前掲註(7) 著書、八二頁。

(23) 李鉉淙前掲註(15) 著書、二七頁。韓文鍾「『海東諸國紀』의 倭人接待規定과 朝日關係―三浦에서의 집대규정을 중심으로―」(『韓日關係史研究』三四、二〇〇九年)、同前掲註(15) 論文。柳在春「『海東諸國紀』속의 三浦를 중심으로 한 군사방어에 대하여」(『韓日關係史研究』二七、二〇〇七年)。

(24) 中村榮孝前掲註(5) 著書、四九四・四九五頁。

(25) 『世宗実録』二年(二四二〇)閏正月壬辰(二三日)条。

(26) 『世宗実録』二年(二四二〇)七月壬申(六日)条。

(27) 『世宗実録』三年(二四二二)七月甲子(四日)条。

- (28) 村井章介前掲註(7) 著書、一五四〜一五九頁。
- (29) 中村栄孝「十六世紀朝鮮の対日約条更定―対馬の朝鮮貿易独占過程―」『日鮮関係史の研究 下』吉川弘文館、一九六九年。
- (30) 従来、三浦倭乱(一五一〇年)後の釜山浦の再開港は中宗一六年(一五二一)とするのが定説となっていたが、長節子氏はこれを再検討して釜山浦の再開港時期を一五一七年としている(長節子「壬申約条後の釜山浦再開港時期について」(李泰勲・長節子「朝鮮前期の浦所に関する考察」『国際文化学部紀要』九州産業大学国際文化学部、二〇〇六年)。
- (31) 中村栄孝前掲註(29)に同じ。佐伯弘次「蛇梁倭変と対馬」(『川勝守・賢亮博士古稀記念 東方学論集』汲古書院、二〇一三年)。
- (32) 中村栄孝前掲註(5) 著書、同『日本と朝鮮』(至文堂、一九六六年)。村井章介前掲註(6)(7) 著書。関周一『中世日朝海域史の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)、同前掲註(7) 著書。李泰勲前掲註(19) 論文、同「三浦恒居倭の法的位置―朝鮮・対馬の恒居倭に対する『検断権』行使を中心に―」(『朝鮮学報』二〇一、二〇〇六年)、同「三浦恒居倭に対する朝鮮の対応―課税案と課税を中心として―」(『年報朝鮮学』一〇、二〇〇七年)。孫承喆『웅천읍성과 재포 왜관의 설치와 논』(二〇一一年)昌原市熊川邑城学術大会『웅천읍성의 역사적 의미와 활용방안』主催・主幹||昌原市・慶南発展研究院歴史文化センター、二〇一一年。李宗峯「조선전기 齊浦의 倭人과의 활동」(『地域과 歴史』二二、釜慶歴史研究所、二〇〇八年) など。
- (33) 村井章介前掲註(7) 著書、八六〜九四頁。
- (34) 村井氏によると今から九〇年ほど前に堤が築かれるまでは、深く入り込んだ入江だったという(村井章介前掲註(7) 著書、八七頁)。
- (35) 村井章介前掲註(7) 著書、八七頁。
- (36) 孫承喆前掲註(32) 論文。
- (37) 『新增東国輿地勝覧』卷三三、「熊川県 宮室」条。
- (38) 柳在春前掲註(23) 論文。
- (39) 村井章介前掲註(7) 著書、八九頁。
- (40) 柳在春前掲註(23) 論文。
- (41) 柳在春前掲註(23) 論文。孫承喆前掲註(32) 論文。
- (42) 李泰勲前掲註(19) 論文。
- (43) 『燕山君日記』九年(一五〇三)二月乙卯(二八日)条。
- (44) 『成宗実録』一七年(一四八六)一〇月丁丑(六日)条。村井章介前掲註(7) 著書、九八〜一〇三頁。関周一前掲註(32) 二〇〇二年著書、一三〇頁。李泰勲前掲註(32) 二〇〇七年論文。
- (45) 『世宗実録地理志』「慶尚道 晋州牧 昌原都護府」条。
- (46) 田中健夫「中世日鮮交通における貿易権の推移」(前掲註(15) 著書。中村栄孝前掲註(5) 著書。長節子『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館、一九八七年)。荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』(山川出版社、二〇〇七年)。
- (47) 長節子前掲註(30)に同じ。
- (48) 村井章介前掲註(7) 著書、一六九頁。『中宗実録』二八年(一五三三)

六月甲戌(三日)条。

- (49) 『中宗実録』三六年(二五四) 七月己丑(五日)条。
(50) 『世宗実録』二〇年(二四三八) 二月己巳(二五日)条。
(51) 『世宗実録』二二年(二四三九) 四月甲辰(二七日)条。
(52) 『成宗実録』五年(二四七四) 一〇月庚戌(二八日)条。
(53) 『成宗実録』一七年(二四八六) 十一月辛亥(二〇日)条。
(54) 田中健夫前掲註(15) 著書、七九・八〇頁。
(55) 『成宗実録』一九年(二四八八) 六月丁亥(二五日)条。
(56) 『成宗実録』一九年(二四八八) 正月甲辰(九日)条。
(57) 『成宗実録』二二年(二四九〇) 閏九月丁未(二八日)条。
(58) 『成宗実録』二三年(二四九二) 二月庚戌(九日)条。
(59) 『世祖実録』元年(二四五五) 二月己酉(八日)条。
(60) 『成宗実録』二五年(二四九四) 四月朔己未条。
(61) 村井章介前掲註(7) 著書、一二七頁。
(62) 『成宗実録』二五年(二四九四) 三月丁未(二八日)、己酉(二〇日)、辛亥(二二日)、丁巳(二八日)、四月乙丑(七日)、丙寅(八日)、戊辰(一〇日)条。
(63) 村井章介前掲註(7) 著書、一三〇・一三二頁。
(64) 前掲註(62) に同じ。
(65) 長節子「十五世紀後半の日朝貿易の形態」(中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館、一九九七年)。
(66) 村井章介前掲註(7) 著書、一一六頁。

(67) 『世祖実録』六年(二四六〇) 六月辛亥(六日)条。

- (68) 村井章介前掲註(7) 著書、一二七頁。
(69) 『成宗実録』五年(二四七四) 一〇月庚戌(二八日)条。
(70) 村井章介前掲註(7) 著書、一九・二〇頁。
(71) 村井章介前掲註(7) 著書、一一・一二頁。
(72) 『成宗実録』四年(二四七三) 一月庚寅(三日)条。
(73) 『燕山君日記』元年(二四九五) 一〇月戊午(九日)条。
(74) 『新增東国輿地勝覽』卷三三、「熊川 驛院」条。
(75) 『中宗実録』二八年(一五三三) 六月甲戌(三日)条。

【付記】

本稿は、文科省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(平成二四年度〜平成二六年度)「北部九州の窯業に着目した文化的景観の形成と保全に関する研究」(研究代表者:九州産業大学 山下三平教授)による研究成果の一部である。